

一般社団法人 日本創傷・オストミー・失禁管理学会バナー規約

第1章（総則）

バナーを掲載依頼する企業及び団体（以下甲という）と一般社団法人 日本創傷・オストミー・失禁管理学会（以下乙という）とは、本規約に基づき、お互い誠意ある関係をもつ。

第2章（規約の有効性）

甲は、掲載サイトとなることを希望する際、本規約を承諾することを確認後、申し込むことができる。甲及び乙は、甲の掲載サイト申し込みがあった時点で、本規約が有効であることを確認する。

第3章（バナー掲載の拒否）

下記のような、掲載サイトとしてふさわしくないと乙が判断した場合、乙はバナー掲載を承諾しないことがある。

- 1.責任の所在が不明確なもの。
- 2.社会秩序を乱すような表現、暴力・賭博関連、性的描写・不快感を与えるような恐れのあるもの。
- 3.著作権などの知的所有権を侵害しているサイト。
- 4.違法な内容を含むサイト。
- 5.パスワードなどにより、一般に公開されていないサイト。
- 6.公序良俗に反するサイト。
- 7.乙に不利益をもたらす恐れのあるサイト。
- 8.その他、乙が広告掲載に不適切だと判断したサイト。

第4章（バナーの改変）

甲は、乙の配布した広告表示用のHTMLコードを改変してはならない。但し、乙が別途改変許可を規定している時、あるいは、甲が乙に許可を得た時は、その限りでない。

第5章（バナーの掲載）

バナーの掲載場所については乙が指定するものとする。

2. バナーの掲載期間は甲の希望を受けて乙が指定するものとするが、贊助会員については学会会期に準ずるものとする。

第6章（バナー掲載停止の権利）

甲が本規約及び条件に違反した場合、乙は、事前に通告することなく、バナー掲載を停止

することができる。

第7章（免責事項）

乙は、乙のサービスに関して発生した甲の損害について、一切の賠償の責を負わない。

第8章（規約の変更）

乙は、甲の事前の承諾なしに、変更を行なうことができるものとする。変更後の規約も、甲と乙の間の一切の関係に適用されるものとする。

第9章（規約の有効期間）

本規約は、甲が乙のバナーを表示する限り、有効であるものとする。

第10章（登録内容の変更）

甲は、バナー掲載サイトの登録内容に変更があった場合、直ちに変更内容を乙に連絡しなければならない。

第11章（準拠法）

本規約は、日本国の諸法令に準拠するものとする。

原稿規定

1.バナーは、ローテーションバナー（16秒間隔）を基本としています。

2.ファイル形式：GIF(GIF89A)

3.バナーサイズ：左右 121pix × 天地 56pix （左記以外のサイズをご希望の場合は、別途ご相談ください）

4.ファイルサイズ：10KB（10,240 バイト）未満厳守

5.アニメーション GIF のループ制限はありません。

6.アンダーテキストは設定できません。

7.乙に不利益をもたらす恐れのあるサイト。

8.その他、乙が掲載に不適切だと判断したサイト。